

令和7年度定額減税補足給付金(不足額給付I)申請書

給付市区町村
(※令和7年1月1日時点の市区町村)

(あて先)三鷹市長

市
受付印

令和7年度定額減税補足給付金(不足額給付I)とは、令和6年度に給付した定額減税補足給付金(調整給付)の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として給付額に不足が生じた方などに対し、不足する額を給付するものです。

定額減税補足給付金(調整給付)とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(=定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を給付したものです。

【本申請書で申請が必要な方】

次のア・イのいずれかに該当する方

- ア 令和6年1月2日～12月31日に三鷹市へ転入した方のうち、令和7年1月1日時点で三鷹市に居住していた方
- イ 令和6年1月1日及び令和7年1月1日時点で三鷹市に居住していたが、「確認書」及び「支給のお知らせ」が届かなかった方

※「支給のお知らせ」または「確認書」が届いた方は、この「申請書」でのお手続きは不要です。

三鷹市において給付要件に該当するか審査のうえ、「支給のお知らせ」又は「不支給決定通知書」をお送りします。

1. 申請者

(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	現 住 所
	年	
	月 日	電話

2. 振込口座(1.の申請者本人名義の口座を記載してください。)

【受取口座記入欄】※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

金融機関	支店名	分類	口座番号 (右詰めでご記入ください)	口座名義(カナ)
1.銀行 4.信連 2.金庫 5.農協 3.信組 6.漁協	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (左詰めでご記入下さい)	口座番号 (右詰めでご記入ください)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1		

3. 定額減税補足給付金(調整給付)給付額

令和6年度定額減税補足給付金(調整給付)の給付額の記入をお願いいたします。

※ 給付金を受給辞退等により受け取っていない方については、令和6年度実施の調整給付に係る確認書等に記載の調整給付金支給額を記入してください。

※ 給付金の対象となっていない場合は、0(ゼロ)と記入してください。

給付額

円

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック☑してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 下記の給付要件に該当する場合、これに従い三鷹市において算定した給付額が給付されます。三鷹市における算定の結果、給付額が0円となった場合には令和7年度定額減税補足給付金(不足額給付)は給付されません。

【給付要件】

以下の[1]、[2]を合算し、1万円単位へ切り上げた額が定額減税補足給付金(調整給付)給付額より大きい方

[1]=(本人+令和6年中の扶養親族等の数)×3万円－令和6年分の所得税額

[2]=(本人+令和6年度の扶養親族等の数)×1万円－令和6年度の個人住民税所得割額

- ② 令和7年度定額減税補足給付金(不足額給付)の給付要件の該当性等を審査等するため、三鷹市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。
- ⑤ 三鷹市が給付決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年12月12日までに、三鷹市が申請者に連絡・確認できない場合に、給付金が給付されないことに同意します。
- ⑥ 給付金の給付後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

提出書類

☐ 令和7年度定額減税補足給付金(不足額給付Ⅰ)申請書(本書類)

※必要事項をご記入ください。

☐ 『申請者の本人確認書類の写し(コピー)』

※マイナンバーカード(表面)、運転免許証、健康保険証、介護保険証、パスポート等いずれかの写し

☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※通帳やキャッシュカードの金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し

☐ 『令和6年度に給付された定額減税補足給付金(調整給付)の給付額がわかる書類の写し(コピー)』

※給付額が分かる書類(「確認書」や「支給のお知らせ」等)を紛失された場合は、給付自治体(令和6年1月1日時点で住民登録があった自治体、令和6年度の住民税を課税している自治体等)に再発行を依頼してください。

(以下は、定額減税補足給付金(調整給付)の要件に該当せず、対象外だった方のみご提出ください。)

☐ 『令和6年度個人住民税の納税通知書(特別徴収税額通知書)または定額減税の記載がある課税証明書等の写し(コピー)』

☐ 『令和6年分所得税の源泉徴収票(所得税及び復興特別所得税の確定申告をされた方は確定申告書)の写し(コピー)』

本申立ての内容に相違ありません。

令和 7 年 月 日 申請者氏名